

高齢者社会参加促進支援補助金 令和8年度特記事項



- ✓ 居場所づくり事業における未実施地区で行う事業に対する
加算があります。民間施設での事業実施にも適用されます。

区内のあらゆる地区で事業が展開されるよう、加算を設けました。
→要領2～3ページをご確認ください。

- ✓ 補助対象経費は、経済的・合理的な経費としてください。
また、謝礼・人件費には補助対象経費の上限があります。

上限額を超えた金額は補助対象外となりますのでご注意ください。
→要領3～5ページをご確認ください。

- ✓ 申請時に会則の提出が必要です。

忘れずに提出してください。なお、会則がない場合は代替資料の提出が必要です。
→要領6ページをご確認ください。